

品川区町会・自治会オリンピック・パラリンピック 啓発事業支援補助金交付要綱

制定 平成31年 4月 1日 要綱第210号
改正 令和 3年 3月31日 要綱第 77号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町会または自治会（以下「町会等」という。）が、オリンピック・パラリンピックの啓発に繋がる事業等を実施するにあたり、その経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における町会等とは、品川区町会・自治会に対する助成金（環境整備・地域コミュニティ活性化・防災）交付要綱（昭和60年品川区要綱第69号）の規定に基づき、環境整備助成金の交付を受けている団体をいう。

(補助金対象事業等)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、町会等が実施するものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の啓発を目的とするもの
- (2) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の啓発に繋がる活動が含まれるもの

(補助金額)

第4条 補助金の交付額は、補助対象事業に係る経費（以下「補助対象経費」という。）の全額とし、1町会等につき、1年度1回、5万円を限度とする。ただし、補助対象事業に係る宿泊費、人件費および食糧費（事業において参加者に提供する食糧に係る経費は除く。）は補助対象経費に含まないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業について、既に他の要綱に基づく補助金の交付を受けている場合は、他の要綱に基づく既取得補助額は補助対象経費に含まないものとして、補助金の交付額を算出するものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする町会等は、町会・自治会オリンピック・パラリンピック啓発事業支援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の予算執行計画書

- (2) 補助対象経費の見積書（写し）
- (3) その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、原則として補助対象事業を開始する前に行わなければならない。

（交付決定）

第6条 区長は、前条第1項の申請書の提出があった場合は、これを審査し、補助金を交付することを適当と認めるときは、町会・自治会オリンピック・パラリンピック啓発事業支援補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

2 区長は、補助金の交付を決定するにあたって、必要な条件を付することができる。

（請求書の提出）

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた町会等は、区長が定める期日までに町会・自治会オリンピック・パラリンピック啓発事業支援補助金請求書（第3号様式）を区長に提出しなければならない。

（承認事項）

第8条 補助金の交付決定を受けた町会等は、その後に生じた事情等により、当該交付決定に係る事業の中止または内容等の変更をしようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

（完了届）

第9条 第6条第1項に規定する補助金交付の決定を受けた町会等は、当該交付決定に係る事業が完了したときは、すみやかに完了届（第4号様式）に当該交付決定に係る事業の決算報告書および領収書（写し）を添えて区長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条 区長は、前条に規定する届出を受けた場合は調査を行い、交付決定の内容および事業の実施結果を確認した後に補助金の交付額を確定し、町会・自治会オリンピック・パラリンピック啓発事業支援補助金確定通知書（第5号様式）により前条に規定する届出をした者に通知する。

（決定の取消し）

第11条 区長は、補助金交付の決定を受けた町会等が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

（返還）

第12条 町会等は、前条の規定による取消しがあった場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、遅滞なく返還しなければならない。

2 前項の規定は、第6条第1項に規定する補助金交付の決定を受け、既に交付された補助金の額が、第10条の規定により確定された補助金の額を上回っている場合において、その差額分について準用する。

(違約金)

第13条 町会等は、前条第1項の規定により交付を受けた補助金を返還する場合においては、補助金の交付を受けた日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金を納付しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱で定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

品川区長 あて

申請団体名

代表者住所

代表者氏名

町会・自治会オリンピック・パラリンピック
啓発事業支援補助金交付申請書

品川区町会・自治会オリンピック・パラリンピック啓発事業支援補助金交付要綱に基づき、関係書類を添えて交付申請します。

記

事業名							
申請額		十	万	千	百	十	円
事業経費 (内訳)	品名等	単	価	個数等	金額		
	合計						
実施日 (予定)	年 月 日から 年 月 日						

添付書類 1. 予算執行計画書 2. 見積書(写)

第2号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

様

品川区長



町会・自治会オリンピック・パラリンピック
啓発事業支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請があったオリンピック・パラリンピック啓
発事業支援補助金の交付について、品川区町会・自治会オリンピック・パラリ
ンピック啓発事業支援補助金交付要綱に基づき、下記のとおり交付することに
決定しましたので通知します。

記

事業名							
交付額		十	万	千	百	十	円
事業経費 (内訳)	品名等	単価	個数等	金額			
	合計						
交付条件							
請求書 提出期限	年 月 日						

第3号様式（第7条関係）

町会・自治会オリンピック・パラリンピック
啓発事業支援補助金請求書

事業名							
金額		十	万	千	百	十	円

年 月 日付番 号をもって交付決定のあったオリンピック・パラリンピック啓発事業支援補助金について、上記の金額を請求します。

年 月 日

品川区長 あて

申請団体名

代表者住所

代表者氏名



第4号様式（第9条関係）

品川区長 あて

申請団体名
 代表者住所
 代表者氏名

完 了 届

下記のとおり、オリンピック・パラリンピック啓発事業支援補助金対象事業が完了したので届け出します。

記

事業名							
交付予定金額		十	万	千	百	十	円
事業経費 (内訳)	品名等	単価	個数等	支払額			
	合計						
事業実施日	年 月 日から 年 月 日						
添付書類	1. 決算報告書 2. 領収書(写)						
要綱第10条による調査員氏名	地域センター					印	

第5号様式（第10条関係）

番 号
年 月 日

様

品川区長



町会・自治会オリンピック・パラリンピック
啓発事業支援補助金確定通知書

年 月 日付で完了届が提出されたオリンピック・パラリンピック啓発事業支援補助金については、品川区町会・自治会オリンピック・パラリンピック啓発事業支援補助金交付要綱に基づき、下記のとおり交付金額が確定しましたので通知します。

記

事業名							
金額		十	万	千	百	十	円
交付済額							
差引金額							